

受給者の「小さな」
声を聴いてください

お風呂は週に2回

- 夏はペランダで行水も
- お弁当を昼と夜に分けて
- 地域の行事には参加しない



- 朝 たまごやき 鮭茶漬け (永〇園)
- 昼 鮭茶漬け (永〇園)
- 夜 鮭茶漬け (永〇園)

◆ 一生懸命生きています。夫の介護以外何もしていません。
せめてもっと質の高い公営住宅に入れてあげたい (70代女性)

◆ 生活保護を受けていて申し訳ない (70代男性)

◆ 健康さえ万全なら働きたい (70代男性)

- 調査実施事業所
光陽生協クリニック
光陽訪問看護ステーション
光陽訪問看護居宅介護支援事業所
光陽ホームヘルプステーション
みどり薬局
光陽生協歯科診療所
共闘組織・反貧困連絡会



- 調査方法
全日本民主医療機関連合会が実施する調査の調査票を使用し、担当職員が受給者に聞き取りを実施
- 調査期間
2013年2月12日～3月12日
- 調査世帯数・人数
19世帯 28人

<目次>

- 1～7 p 生活保護実態調査 調査票
- 8～14 p 集約表
- 15～23 p 調査票に寄せられた受給者の声
- 24 p 集約結果から見る受給者の姿
- 25～26 p 聴き取り調査に参加した職員の感想
- 27～30 p 兵庫県・小野市 「小野市福祉給付制度適正化条例」
(生活保護パチンコ監視条例)
- 31～37 p 新聞記事

生活保護受給者の生活実態調査票

調査日 年 月 日 ()
 調査時間 時 分 ~ 時 分
 調査場所 自宅 ・ その他 ()
 調査員名 ()

(1) 世帯状況について

1. 単身世帯→性別 () 年齢 (満 才) 介護度 ()
 現在の生活保護受給開始年齢 (満 才)
2. 複数世帯

続柄	年齢	要介護 (要支援1～要介護5)	生活保護受給開始年齢

(2) 収入について(同居世帯分のみです。)

1. 生活保護のみ
2. 年金 有・無→有の場合 (本人) 円
 (その他…続柄:) 円
3. 就労収入 有・無
 有りの場合

続柄	給与金額	雇用形態	給与形態	職業内容
	円	自営・常勤・パート・ アルバイト・派遣・ その他 ()	月給・日給・ 時給	
	円	自営・常勤・パート・ アルバイト・派遣・ その他 ()	月給・日給・ 時給	
	円	自営・常勤・パート・ アルバイト・派遣・ その他 ()	月給・日給・ 時給	
	円	自営・常勤・パート・ アルバイト・派遣・ その他 ()	月給・日給・ 時給	
	円	自営・常勤・パート・ アルバイト・派遣・ その他 ()	月給・日給・ 時給	

調査票

(3) 通院状況について

(通院頻度は①週_回 ②月1回 ③月2回 ④1~2カ月に1回⑤2~3カ月に1回⑥不定期 ⑦その他()の中から番号で記載下さい。)

続柄	傷病名	通院頻度	移送費支給の有無	通院にかかる交通費(円)

(4) 住居について

①持ち家 ②公営住宅 ③民間の借家、アパート ④その他()

1. 築年数()年・不明

2. 間取り

①1K ②1DK ③2K ④2DK ⑤その他()

3. 風呂

①有り ②共同 ③無し

4. トイレ

①有り ②共同

5. 月額家賃

①1万円未満 ②1万円以上2万円未満 ③2万円以上3万円未満

④3万円以上4万円未満 ⑤4万円以上5万円未満 ⑥5万円以上

6. 家賃は保護基準に対して

①基準以内 ②基準以上

7. 家賃が基準以上の場合

行政からの転居指導はありますか。 ①有 ②無

行政からの転居指導がある場合、転居ができない理由に○をお願いします。

①かかりつけの医療機関が近い ②家族が近くにおいて精神的に安心

③引越し作業が一人ではできない④スーパー、保育園などが近く、車が無くても生活可能

⑤精神疾患を抱えており環境を返るのが不安 ⑥その他()

7. 教養・娯楽（具体的に内容を）

続柄	費用	内容（クラブ活動、塾、映画、買い物、旅行等）
	月 円	
	月 円	
	月 円	
	月 円	
	月 円	

8. 交際費（冠婚葬祭費、町内会費も含む）

（月 円）

9. 理美容

続柄	回数	費用
	ヶ月 回	月 円
	ヶ月 回	月 円
	ヶ月 回	月 円
	ヶ月 回	月 円
	ヶ月 回	月 円

10. 被服履き物

続柄	回数	費用
	年 回	年 円
	年 回	年 円
	年 回	年 円
	年 回	年 円
	年 回	年 円

11. 家具・家事用品で修繕が必要なものはありますか

①ある ②ない

「①ある」の場合→具体的内容を記入してください。

(6) 支出を抑える(切り詰める)工夫はありますか。

1. 生活全般にわたって

具体的内容

--

2. 子どもの生活費、養育費について

具体的内容

--

(7) 一日の食事について

1. 回数 (平均 回/日)

2. 満足する内容、十分な栄養になっていますか。

①はい ②いいえ ③わからない・どちらとも言えない

3. 食事についてどんな工夫をしていますか。

具体的内容

--

4. 昨日1日の食事内容を教えてください

*昨日がデイサービス利用などであれば、それ以外の日について

朝	
昼	
夕	
他	

調査票

(8) 入浴について

1. 通常の1週間の入浴回数

続柄	回数
	回
	回
	回
	回
	回

2. 主な入浴の場所

続柄	入浴場所	銭湯の場合、一人1回の入浴料
	①自宅 ②銭湯 ③介護施設 ④その他()	円
	①自宅 ②銭湯 ③介護施設 ④その他()	円
	①自宅 ②銭湯 ③介護施設 ④その他()	円
	①自宅 ②銭湯 ③介護施設 ④その他()	円
	①自宅 ②銭湯 ③介護施設 ④その他()	円
	①自宅 ②銭湯 ③介護施設 ④その他()	円

(9) コミュニケーションについて

1. 普段、交流頻度の多い人は誰ですか(月に数回顔をあわせて話したり、電話したり出来る人)

- ①子供 ②両親 ③兄弟姉妹 ④親戚 ⑤知人・友人 ⑥家主 ⑦近所 ⑧民生委員
⑨宗教関係者 ⑩医療・福祉関係者 ⑪生活保護のワーカー ⑫ケアマネージャー
⑬いない ⑭その他()

2. 生活保護の担当者は月何回程度、訪問しますか。

(月 回)

3. 自分の心配・不安なことについて相談できる方はいますか。

- ①いる ②いない→「①いる」場合、()

(10) 外出の頻度

続柄	回数	外出先
	週・月 回	
	週・月 回	
	週・月 回	
	週・月 回	
	週・月 回	

調査票

1. 町内会や老人クラブ、地域の行事には参加しますか。

①いつも参加する ②時々参加する ③あまり参加しない ④全く参加しない

2. 冠婚葬祭の知らせが来たときはどうしていますか。

①いつも参加する ②時々参加する ③あまり参加しない ④全く参加しない

(1 1) 生活保護費は最低限の生活を保障していると思いますか。

①思う ②思わない ③わからない

(1 2) 生活保護受給してよかったこと、悪かったことを教えてください。

よかったこと	
悪かったこと	

(1 3) 生活保護を申請しようと思ったきっかけ・出来事を教えてください。

--

(1 4) 政府は、2013 年度予算案で生活扶助費を3年間で7.3%減らすことを提案しています。これについてご意見をお願いします。

--

(1 5) 就労支援の強化などが議論されています。

就労支援に何を望みますか？

①親身な相談 ②仕事の提供 ③資格取得 ④車の運転を認めること

(1 6) その他コメントがあればご入力ください(感想、訴え等)

--

ご協力ありがとうございました。

調査票

生活保護実態調査集約表(19世帯28人分)

設問

		集約数	比
1 世帯状況	①世帯	1) 単身	12 63.2%
		2) 複数	7 36.8%
	性別	男	14 50.0%
		女	14 50.0%
	年齢	1) 未成年	2 7.1%
		2) 20代	1 3.6%
		3) 30代	2 7.1%
		4) 40代	2 7.1%
		5) 50代	1 3.6%
		6) 60代	7 25.0%
		7) 70代	8 28.6%
		8) 80代～	5 17.9%
	介護度	1) 要介護5	1 3.6%
		2) 要介護4	1 3.6%
		3) 要介護3	1 3.6%
		4) 要介護2	3 10.7%
		5) 要介護1	1 3.6%
		6) 要支援2	3 10.7%
		7) 要支援1	1 3.6%
		8) なし	17 60.7%
受給開始年齢	1) 不明・無回答	10 35.7%	
	2) 10歳未満	1 3.6%	
	3) 10代	0 0.0%	
	4) 20代	1 3.6%	
	5) 30代	1 3.6%	
	6) 40代	2 7.1%	
	7) 50代	6 21.4%	
	8) 60代	3 10.7%	
	9) 70代	4 14.3%	
	10) 80代～	0 0.0%	

		集約数	比
2 収入	①収入	1. 生活保護のみ	13 68.4%
		2. 年金 有	4 21.1%
		5. 就労収入 有	2 10.5%
	②雇用形態	1) 自営	0 0.0%
		2) 常勤	0 0.0%
		3) パート	1 50.0%
		4) アルバイト	0 0.0%
		5) 派遣	0 0.0%
		6) その他	1 50.0%
	③給与形態	1) 月給	0 0.0%
		2) 日給	1 100.0%
		3) 時給	0 0.0%

		集約数	比
3 通院状況	①通院頻度	1) 週1回以上	1 3.6%
		2) 月1回	5 17.9%
		3) 月2回	9 32.1%
		4) 1回/1～2月	2 7.1%
		5) 1回/2～3月	0 0.0%
		6) 不定期	2 7.1%
		7) その他	0 0.0%
	②移送費支給	1) 有	1 3.6%
		2) 無	6 21.4%
	③通院の交通費	別集約	

		集約数	比
4 住居	①住居の形態	1)持ち家	1 5.3%
		2)公営住宅	5 26.3%
		3)民間の借家、アパート	13 68.4%
		4)その他	0 0.0%
	②間取り	1)1K	2 11.1%
		2)1DK	4 22.2%
		3)2K	3 16.7%
		4)2DK	4 22.2%
		5)その他	5 27.8%
	③風呂	1)有り	13 68.4%
		2)共同	0 0.0%
		3)無し	6 31.6%
	④トイレ	1)有り	19 100.0%
		2)共同	0 0.0%
	⑤月額家賃	1)1万円未満	2 12.5%
		2)1～2万円	3 18.8%
		3)2～3万円	5 31.3%
		4)3～4万円	3 18.8%
		5)4～5万円	3 18.8%
		6)5万円以上	0 0.0%
	⑥保護基準に対して	1)基準以内	14 82.4%
		2)基準以上	3 17.6%
	⑦転居指導	1)有	0 0.0%
		2)無	3 100.0%
	⑧転居できない理由	1)かかりつけ医療機関が近い	0 0.0%
		2)家族が近くにいる安心	0 0.0%
		3)引っ越しが1人で不可	0 0.0%
		4)車がなくても便利な地域	1 100.0%
		5)精神疾患で環境変化が不安	0 0.0%
		6)その他	0 0.0%
	⑨冷房機器	1)エアコン	13 61.9%
		2)扇風機	8 38.1%
		3)その他	0 0.0%
		ア)使用している	13 92.9%
		イ)持っているが使わない	0 0.0%
	⑩暖房機器	ウ)無い	1 7.1%
		1)エアコン	8 36.4%
		2)電気ストーブ	2 9.1%
		3)石油ストーブ	9 40.9%
		4)その他	3 13.6%
		ア)使用している	12 85.7%
		イ)持っているが使わない	1 7.1%
	ウ)無い	1 7.1%	

		集約数	構成比
5 支出の内訳	①1カ月の食費	1)1万円未満	1 5.3%
		2)1~2万円	1 5.3%
		3)2~3万円	8 42.1%
		4)3~4万円	2 10.5%
		5)4~5万円	4 21.1%
		6)5万円以上	1 5.3%
		7)不明	2 10.5%
	②1カ月の光熱水費	1)0.5万円未満	1 5.6%
		2)0.5~0.8万円	0 0.0%
		3)0.8~1.0万円	5 27.8%
		4)1.0~1.2万円	4 22.2%
		5)1.2~1.5万円	1 5.6%
		6)1.5万円以上	4 22.2%
		7)不明	3 16.7%
	③生保対象外の介護費用	1)1回/月	0 0.0%
		2)2回/月	0 0.0%
		3)3回/月	0 0.0%
		4)4回/月	1 14.3%
		5)5回/月	0 0.0%
		6)6回/月	0 0.0%
		7)7回/月	0 0.0%
		8)8回/月	1 14.3%
		9)9回/月	1 14.3%
		10)10回/月以上	4 57.1%
	④生保対象外の医療費	1)1回/月	1 100.0%
		2)2回/月	0 0.0%
		3)3回/月	0 0.0%
		4)4回/月	0 0.0%
		5)5回/月	0 0.0%
		6)6回/月	0 0.0%
		7)7回/月	0 0.0%
		8)8回/月	0 0.0%
		9)9回/月	0 0.0%
		10)10回以上/月	0 0.0%
	⑤交通費	別集約	
	⑥電話代	別集約	
	⑦携帯電話	1)有	8 44.4%
		2)無	10 55.6%
		台数(別集約)	
	⑧教養娯楽費	別集約	
	⑨交際費	別集約	
	⑩理美容	1)1回/1ヵ月	5 17.9%
		2)1回/2ヵ月	6 21.4%
		3)1回/3ヵ月	5 17.9%
4)1回/4ヵ月		0 0.0%	
5)1回/5ヵ月		0 0.0%	
6)1回/6ヵ月		1 3.6%	
7)1回/年		1 3.6%	
8)無回答		1 3.6%	
	費用(別集約)		
⑪被服履き物費	1)1回/2年	1 3.6%	
	2)0回/年	4 14.3%	
	3)1回/年	2 7.1%	
	4)2回/年	3 10.7%	
	5)3回/年	1 3.6%	
	6)4回/年	4 14.3%	
	7)5回/年	2 7.1%	
	8)無回答	1 3.6%	
⑫修繕必要な家具・事務用品	1)ある	5 27.8%	
	2)ない	13 72.2%	
⑬生活全般	別集約		

集約数 構成比

6	支出を抑える工夫	②子どもの生活費、養育費	別集約		
集約数 比					
7	1日の食事について	①回数	別集約		
		②満足度・栄養評価	1)はい	5	26.3%
			2)いいえ	6	31.6%
			3)わからない・どちらとも言えない	8	42.1%
		③食事についての工夫	別集約		
		④昨日の食事	別集約		
集約数 比					
8	入浴について	①1週間の入浴回数	1)1回	1	3.6%
			2)2回	12	42.9%
			3)3回	5	17.9%
			4)4回以上	6	21.4%
			5)1回未満	2	7.1%
		②主な入浴場所	1)自宅	12	42.9%
			2)銭湯	7	25.0%
			3)介護施設	8	28.6%
			4)その他	1	3.6%
		③銭湯入浴料	別集約		
集約数 比					
9	コミュニケーション	①交流頻度が多い相手	1)子ども	6	31.6%
			2)両親	2	10.5%
			3)兄弟姉妹	3	15.8%
			4)親戚	0	0.0%
			5)知人・友人	7	36.8%
			6)家主	0	0.0%
			7)近所	5	26.3%
			8)民生委員	0	0.0%
			9)宗教関係者	0	0.0%
			10)医療・福祉関係者	3	15.8%
			11)生保担当者	0	0.0%
			12)ケアマネージャー	1	5.3%
			13)いない	0	0.0%
			14)その他	3	15.8%
		②生保担当者の訪問頻度(月)	別集約		
		③相談相手の有無	1)いる	12	63.2%
			2)いない	4	21.1%

		集約数	比
10 外出	①外出頻度	1) 1回/週	4 14.3%
		2) 2回/週	5 17.9%
		3) 3回/週	1 3.6%
		4) 4回/週	4 14.3%
		5) 5回/週	0 0.0%
		6) 6回/週	0 0.0%
		7) 7回/週	4 14.3%
		8) 1回/月	3 10.7%
		9) 2回/月	0 0.0%
		10) 3回/月	1 3.6%
		11) 4回/月	0 0.0%
		12) 5回/月	0 0.0%
		13) 6回/月	0 0.0%
		14) 7回/月	0 0.0%
		15) 外出しない	4 14.3%
	②地域の行事	1) いつも参加	0 0.0%
		2) 時々参加	1 5.3%
		3) あまり参加しない	2 10.5%
		4) 全く参加しない	16 84.2%
	②冠婚葬祭	1) いつも参加	4 21.1%
2) 時々参加		3 15.8%	
3) あまり参加しない		4 21.1%	
4) 全く参加しない		6 31.6%	

		集約数	比
11 最低限の生活保障	①最低限の生活を保障しているが	1) 思う	6 31.6%
		2) 思わない	8 42.1%
		3) わからない	3 15.8%
		別集約	

12	受給してよかったこと・悪かったこと	別集約		
13	申請のきっかけ	別集約		
14	生活保護基準引き下げについての意見	別集約		

		集約数	比
15 就労支援	①就労支援に望むこと	1) 親身な相談	1 5.3%
		2) 仕事の提供	3 15.8%
		3) 資格取得	0 0.0%
		4) 車の運転許可	4 21.1%
		別集約	

生活保護実態調査(別紙集約分)

	家族 人数	年金受 給額	就労取 入	通院交 通費	築年数	対象外の 介護費用	対象外の 医療費	交通費	電話代	携帯電 話台数	教養・ 娯楽費	交際費	理美容 費	被服履 き物費	担当者訪 問頻度
1	1								10,000	1					0
2	1			2,600	20	5,850		2,600		0	5,000		1,000		1回/6ヵ月
3	1				40	4,800			4,000	0				2,000	1回/2ヵ月
4	2			4,000		9,000			3,000	1	10,000		2,200		0
5	2									0			0		0
6	1	35,000		0					3,000	1	1,000		1,500		1回/1ヵ月
7	1		5,000	4,000			1,000	4,000	3,000	1	25,000		1,500		たまに
8	1									0					何ヶ月かに1回
9	2				50			2,000	12,000	1	1,000		700	1,800	0
10	1							5,000	0	0		500	2,000	850	1回/1ヵ月
11	1	30,000		0					5,000	1					1回/2ヵ月
12	1	68,500		3,100	11			3,100	3,000	0		1,000	7,000	85	1回/6ヵ月
13	1				40			2,000	5,000	1	11,000			850	1回/6ヵ月
14	1								1,800	0			1,000	170	0
15	1			6,000		8,000		7,000	10,000				5,000		1回/年
16	2		90,000	2,520	40			5,000	2,000	0	3,000	8,000	1,250		1回/6ヵ月
17	2				40					0			1,000	500	1回/3ヵ月
18	4								12,500	2		7,000	4,500	3,000	1回/1ヵ月
19	2														1回/3ヵ月
最高(大)	4	68,500	90,000	6,000	50	9,000	1,000	7,000	12,500	2	25,000	8,000	7,000	3,000	1回/1ヵ月
平均	1.47	44,500	47,500	2,778	34	6,913	1,000	3,838	5,307	0.53	8,000	4,125	2,204	1,157	
最低(小)	1	30,000	5,000	2,520	11	4,800	1,000	2,000	1,800	0	1,000	500	700	85	0

世帯別収入試算

	年齢	年齢	年齢	年齢	生活扶助 1	生活扶助 2	その他加 算	小計	年金	就労収入	収入計	支出計	差	
1	39				36,650	39,520		76,209			76,209	46,000	30,209	
2	80				29,430	39,520		69,030			69,030	14,450	54,580	※1
3	80				29,430	39,520		69,030			69,030	49,300	19,730	
4	80	80			58,860	43,740		102,760			102,760	67,700	35,060	
5	76	74			58,860	43,740		102,750			102,750	10,000	92,750	※2
6	69				32,850	39,520		72,439	35,000		72,439	38,500	33,939	
7	48				34,740	39,520		74,308		5,000	74,308	53,750	20,558	
8	75				29,730	39,520		69,325			69,325	0	69,325	※3
9	76	78			58,860	43,740		102,754			102,754	52,017	50,737	※4
10	81				29,430	39,520		69,031			69,031	52,500	16,531	
11	73				29,430	39,520		69,023	30,000		69,023	62,100	6,923	
12	77				29,430	39,520		69,027	68,500		69,027	53,083	15,944	
13	64				32,850	39,520		72,434			72,434	56,833	15,601	
14	65				32,850	39,520		72,435			72,435	36,050	36,385	
15	56				34,740	39,520		74,316			74,316	71,417	2,899	
16	76	40			66,080	43,740		109,936		90,000	109,936	89,770	20,166	
17	60	62			65,700	43,740		109,562			109,562	57,500	52,062	
18	70	68	28	5	116,765	50,200	13,000	180,136			180,136	88,000	92,136	※5
19	38	11			67,650	43,740	39,350	150,789			150,789	38,500	112,289	※6

支出の内訳

	食費	光熱水費	対象外の 介護費用	対象外の 医療費	交通費	電話代	教養娯楽 費	交際費	理美容	被服履き 物
1	25,000	11,000				10,000				
2			5,850		2,600		5,000		1,000	
3	25,000	13,500	4,800			4,000				2,000
4	25,000	15,000	9,000		4,000	3,000	10,000		1,700	
5	10,000									
6	25,000	9,000				3,000	1,000		500	
7	15,000	5,000		1,000	4,000	3,000	25,000		750	
8										
9	35,000				2,000	12,000	1,000		184	1,833
10	35,000	11,000			5,000		0	500	167	833
11	45,000	9,000			3,100	5,000				
12	25,000	15,000			2,000	3,000		1,000	7,000	83
13	25,000	15,000				5,000	11,000			833
14	25,000	9,000				1,800			83	167
15	50,000	11,000				10,000			417	
16	45,000	15,000	8,000		7,520	2,000	3,000	8,000	1,250	
17	45,000	11,000							1,000	500
18	45,000	9,000				12,500		7,000	4,500	10,000
19	25,000	13,500								

※食費は「1万円未満」は1万円、「5万円以上」は5万円を入力。その他は中間(「10000円～20000円」は15000円)を入力。

※1～6は支出で「食費」、「光熱水費」、「その他の支出」のいずれか、または多くが無記入。

※2は年金受給があるが、受給金額は不明

※「理美容費」、「被服履き物費」は1ヵ月に換算して入力。

※5、6の「その他加算」は推測

※支出の中に、食費以外の生活必需品(トイレトペーパー、洗剤などの消耗品)、町内会費、新聞代、などは含まれていない。

※6の「その他加算見積もり」、「母子」21640円、「児童養育」13000円、教育扶助2150円、学習支援2560円、合計39350円

調査票に寄せられた受給者の声

(2) 収入

3. 就労収入 職業内容

- ・皿の絵のシールを貼る作業
- ・スーパー販売

(3) 通院状況

<傷病名>

- ・糖尿病
- ・肺気腫
- ・白血病
- ・脳の病気
- ・脳梗塞後
- ・白内障
- ・胃炎
- ・頸椎症性脊髄症
- ・変形性膝関節症
- ・両肩関節周囲炎
- ・心臓の病気
- ・リウマチ
- ・高血圧
- ・不整脈
- ・胃ガン術後
- ・耳鳴り
- ・COPD（慢性閉塞性肺疾患）
- ・糖尿病
- ・アルコール性肝炎
- ・大腿骨骨折
- ・逆流性食道炎
- ・高血圧症
- ・高コレステロール

(5) 家計支出の内訳

7. 教養娯楽費の内容

- ・たばこ代

- ・喫茶店へコーヒーを飲みに行く。
- ・雑誌
- ・たばこ代
- ・ネコのえさ代
- ・本
- ・たばこ代
- ・趣味
- ・外食など

11. 修繕が必要な家具・事務用具

- ・家具という家具はなし。なので修繕の必要もない。
- ・手すりを付けたいが、借家のため付けられない。
- ・そんなに家具がない。
- ・テレビの色が悪くなり、かなり見にくい状態。
- ・洗濯機のスイッチがおかしく、動くときと動かないときがある
- ・カラーボックスや机、棚などがガムテープで補強してある。
- ・団地の1階ではあるが、3段の階段があり、夫の車いすは妻だけでは動かせない。部屋もバリアフリー化されておらず、デイ以外は一步も動かせない。散歩に連れて行ってあげたいと思っている。
- ・冷蔵庫の効きが弱くなった。
- ・ベッドが歪んでいる。
- ・炊飯器の蓋が開きにくい。

(6) 支出を抑える(切りつめる)工夫

1. 生活全般にわたって 具体的内容

- ・生活保護受給の範囲で頑張っています。
- ・食費以外で支出を抑えている。
- ・特に工夫はしていないが、贅沢な物は購入していない。
- ・エアコンをできるだけ利用しないようにしている
- ・外出を控える。衣服を買わない
- ・食費
- ・食費や光熱費を押さえる(ストーブなど一切使っていない)。暑いとき、寒いとき友人の所へ行く。
- ・整髪は自分で。
- ・洋服は買わない。古着を着用。
- ・食費を節約

- ・光熱費を抑える。
- ・服や野菜など知人が持ってきてくれるのを使用している。
- ・月に1日冷凍品を買い、あまり買い物に行かない。
- ・着る者は昔のものがあるのでほとんど買わない。買い物にはほとんど出かけない、など。
- ・急な出費のために小銭を少しずつ残している。
- ・食事はまとめ買い。魚は一匹買いしてさばく。
- ・値段の下がる時間帯を狙っていく。
- ・服や靴は軽くて安いものをまとめ買い。
- ・壊れたら直す。
- ・必要な物以外購入しない。
- ・食費面で節約。肉は買わないようにしている。魚、野菜中心。
- ・旅行はできない。
- ・特にしていない。

2. 子どもの生活費・教育費について 具体的内容

- ・特になし

(7) 一日の食事について

3. 食事についての工夫 具体的内容

- ・あまり贅沢をしないようにしている。
- ・柔らかめ
- ・宅配弁当をしばらく利用したが値段が高いわりにおいしくなかった。
- ・近くにスーパーがあるので買ってきている。妻が欲しい物を買ってきて自分はその残りを食べている。知人が調理した物を届けてくれるので助かっている。
- ・ごはん多めに。おかずを買うお金があまりない。(スーパーには毎日行くが)
- ・同じ種類のものでも安い物を買うようにしている。何も変えない時は調理している。
- ・スーパーの半額になったパンをよく買う。
- ・米をヘルパーさんがとぐ。おかずは自分でスーパーなどで買ってくる。
- ・自炊。
- ・肉、魚は買わず野菜中心。
- ・まとめて作って2～3日で食べる。
- ・知人に頼んで買ってもらう。(不要なもの買わない)
- ・1日1回、お昼におかず(弁当)をとって栄養のバランスを保っている。
- ・目が見えにくいので朝はパンで食べやすくしている。
- ・ヘルパーさんに食事つくってもらっている。

- ・栄養バランスを考えている。
- ・なるべく食費がかからないようにしている。
- ・野菜中心。肉は鶏肉、魚が主体。
- ・特に切りつめていない。

4. 昨日1日の食事内容

1			お酒		0
2	ごはん みそ汁	ごはん 余り物	ごはん おかず1品		3
3	ごはん みそ汁 のり 漬物	おにぎり	煮物 魚 肉 et c.		3
4	食パン 牛乳	ごはん できあいのおかず2品	ごはん できあいのおかず2品		3
5	たまご ごはん	高血圧症を2人で分ける 配達	高血圧症を2人で分ける 配達		3
6	パン 牛乳	麺類 ごはん	総菜 つけもの ごはん 煮物		3
7	不明	不明	不明		
8	未記入	未記入	未記入		
9	パン	なし	何かは食べるが食が細いので少し		2
10	パン ゆでたまご	うどん	ごはん 買った総菜		3
11	玉子焼き 鮭茶漬	鮭茶漬	鮭茶漬		3
12	食パン1枚 牛乳+バナナ+リンゴのジュース	ゆでキャベツ 魚の缶詰 ごはん	ナスの天ぷら コロッケ (総菜) ごはん みそ汁		3
13	トースト2枚 紅茶 果物 (バナナ みかん)	そば (ねぎ 鰹節 うすあげ)	ごはん 納豆 (オクラ) 水餃子スープ		3
14	パン トマトジュース 納豆 かぼちゃの煮物	弁当おかず(かぼちゃ アジフライ 野菜いため つけもの)	ごはん 昼食のおかずの残り		3
15	パン 玉子焼き	弁当 ごはん	ウィンナー ごはん		3
16	ごはん 梅干し	カップラーメン サンドイッチ	天ぷら (かぼちゃ ふきのとう 魚 ナスなど) さば缶	もち	3
17	パン ジュース	ごはん 魚 みそ汁	ごはん 焼き魚 フライ物		3
18	パン おにぎり	ラーメン パン 牛乳	カレーライス かまぼこ	イチゴ ジャがりこ (スナック菓子)	3
19	未記入	未記入	未記入		

老人保健施設 あじさい入所者の“ある一日”の食事

朝食	昼食	夕食	その他	食事回数
ごはん 大根きんぴら のり佃煮 みそ汁	ごはん コーンクリーム煮 はんぺん 梅おかか和風 紅茶	ごはん 鮭の照り焼き ポテトサラダ フルーツすまし汁	ゼリー プリン	3

(8) 入浴について

1. 通常の1週間の入浴回数など

	年代	男・女	住居	要介護度	介護サービス	介護サービスの回数(月)	自宅の入浴設備	入浴回数(週)	入浴場所	銭湯の入浴料	その他
1	30代	男	民間	なし	なし		有り	2	自宅		
2	80代	女	持ち家	要支援2	デイケア(デイサービス)	9	有り	2	介護施設		
3	80代	女	公営	要介護2	デイケア(デイサービス)	8	無し	2	介護施設		
4	80代	女	民間	要介護4	ショートステイ	2~3	有り	2	介護施設		
	80代	男		要支援2	デイケア(デイサービス)	6~8	有り	2	銭湯	800円	
5	70代	男	民間	要介護3	デイケア(デイサービス)		有り	2	介護施設		
	70代	女		要支援1	デイケア(デイサービス)	4	有り	1	介護施設		
6	60代	男	民間	要介護2			有り	2	自宅		
7	40代	男	民間				有り	0.5	作業所	200円	夏は1回/週
8	70代	男	民間	要介護1			有り	3.5	自宅		
9	70代	男	公営	要介護5	デイケア(デイサービス)	12	無し	3	介護施設		
	70代	女						0.8	銭湯	400円	ベランダで行水
10	80代	男	民間	要介護2	デイケア(デイサービス)		無し	3	介護施設		
11	70代	男	民間				無し	2	銭湯	650円	
12	70代	女	公営				有り	4	自宅		
13	60代	男	民間	要支援2			有り	2	自宅		
14	60代	女	民間				有り	1.5	自宅		
15	50代	男	民間	不明			有り	2	介護施設		
16	40代	女	公営				無し	3	銭湯	400円	
	70代	男						2	銭湯	400円	
17	60代	男	民間				有り	2.5	自宅		
	60代	女						2.5	自宅		
18	70代	女	民間				有り	4	自宅		
	60代	男						4	自宅		
	20代	女						4	自宅		
	5歳	女						4	自宅		
19	30代	女	公営				無し		銭湯		
	10代	女									

※入浴回数「1~2回」は「1.5」、「2~3回」は「2.5」を入力

(10) 外出先

- ・デイケア 病院
- ・施設 病院
- ・デイサービス
- ・スーパー
- ・作業所 母親(生保)の家
- ・スーパー
- ・近所の飲み屋
- ・デイ
- ・ゴミ出し、散歩程度で外出とは言えない。
- ・夫の入院先
- ・買い物
- ・友人宅
- ・通院
- ・近所を散歩
- ・通院

- ・買い物
- ・病院
- ・買い物
- ・銀行
- ・会合
- ・ほとんど外出しない。
- ・駅前
- ・買い物
- ・病院
- ・仕事
- ・病院
- ・食糧の買い出し。
- ・買い物
- ・デパート

(12) 生活保護を受給してよかったこと、悪かったこと。

<よかったこと>

- ・なんとか食べてこられた
- ・医療費がかからない
- ・子どもにお金がかかる時から受給していたので助かった。
- ・なにもない。少ないし
- ・なんとか生活はできるようになった
- ・それしか方法がなかった
- ・そうでないと生きていけなかった。
- ・生活ができるようになった。
- ・病気の治療に経済的負担がなくなった。
- ・医療費の心配がなくなった。
- ・暖房費の加算が助かる。
- ・倒れたとき、お金がなかったので生活保護を受給することができてよかった。
- ・医療費の扶助があるので定期的に通院したり検査したりできる。
- ・病気で働くことができず、生活保護受給で生活していくことができる。
- ・わからない
- ・なんとか生きていける。
- ・生活ができる。
- ・身体が弱い。病気を持っている者にとっては助かる。
- ・子どもいるし、病気したときのことを考えると。

<悪かったこと>

- ・特になし
- ・なし
- ・もう少し多いと良い。
- ・なにかあればすぐに市役所から連絡があり、監視されているようだ
- ・それしか方法がなかった
- ・人として扱われない。
- ・気分的にイヤだった（若いときから働きづめに働いた）。ただ、夫が遊び人だった。
- ・特にないが、支給が少なく困る。
- ・給付額が少ない。たまにはカラオケでストレスを吐き出したい。
- ・ない
- ・通院の度に担当者に電話をしなければならないことが面倒。調子が悪い時にすぐに通院できない。
- ・特にない
- ・わからない。でも足りない。
- ・人に変な目で見られる。
- ・特にない。
- ・健康な若者が生保を受給していると働く意欲がなくなり楽な生活に甘んじてしまう。

(13) 生活保護申請のきっかけ・出来事

- ・仕事をクビになり、失業手当でやっていたがそれもなくなり、生活できないと感じ、生活保護を申請した。
- ・足の手術をしてから職を失い、離婚もしたため
- ・身体をこわした
- ・近所の知人にすすめられた。手続き等も知人がやってくれた
- ・病気で働けなくなった。その他色々な理由で
- ・国民年金だけでは到底生活できず、市役所に相談した
- ・8年前に生保取得。競輪選手だったが脳の病気で続けられなくなった。その後も病気もあり仕事できず、8年前に生保となった。
- ・年金をもらうのにあと30万足りない。妻の手術などでお金が必要だった。
- ・夫は病気。妻は73歳まで働いていたが、その分減額されるので高齢になり仕事をやめた。
- ・15年前に転んで膝のさらを割り、その他の疾患のこともあって1年近く入院した。預金もなくなってしまい、知人に相談し、生保の申請を行った。
- ・心臓の病気で手術をしたが、退院後に受診をするための医療費がなかった。
- ・知り合いからすすめられた。

- ・病気になったこと
- ・病気で働けなかった時、知人に生保のことを聞き、市役所に相談にいった。
- ・病気（脳梗塞 目 糖尿病）のため。
- ・病気して働けなくなったこと。
- ・病院に通院が困難になったことがきっかけで教えてもらった。
- ・アルコール性肝炎で入退院をくり返し、体調が戻らず、塗装店を廃業したことがきっかけ。
- ・夫の収入でやっていたが、子どもが生まれてから消息不明に。近所の人に聞いて約10年前に申請した。

(14) 生活保護基準引き下げへの意見

- ・とても困る
- ・減らさないでほしい
- ・今でも足りない時があり、子どもに援助してもらうことがある。子どもも自分の生活があるのであまり頼めない。これ以上へらされるのは困る
- ・反対。増やして欲しいのに減らすのはダメ。今でさえ足りない。
- ・食事もまともにとれるか心配。衣食住も今のところぎりぎりで行っている。
- ・減らされることは知っている。そうなんだと
- ・たばこだけが楽しみだけどダメになりそう（買えなくなるな）
- ・いっそのこと殺せばいい。
- ・これ以上減らされると困る。何も楽しいことはしていない。
- ・減らさないで欲しい。
- ・70歳を過ぎているが、健康が万全で仕事があれば今でも働く。けして贅沢はしていない。言葉にしたり、行動したりすることができない弱い立場にいる者をいじめるのはやめて欲しい。
- ・一部の不正受給をしている人のために本当に必要な人の保護費が減額されるのはおかしい。納得できない。節約して生活していることをしっかり見て欲しい。
- ・物価の変動があっても扶助費が変わらなかった。
- ・消費税など上がることもあり、生活が不安ですが、他の方々のことを考えると仕方がないことなのかなと思います。
- ・どうもならん。減らして欲しくない。今のままで。
- ・反対。生活できなくなってしまう。
- ・生活が今でも厳しいのにもっと厳しくなる。生活ができなくなる。
- ・これ以上減らされたら生活していけない。死なないといけない。病気があるものにとって車がないため、いざとなるとタクシーも必要。
- ・金銭的に厳しくなる。

- ・母子（4ヵ月に1回）16万円、子ども手当（4ヵ月に1回）4万円。

（16）その他コメント

- ・肝障害があるがお酒をやめられない。
- ・お金がないので外出はしない。
- ・仕事を減らさないで、増やしてくれるならいい。
- ・言っても何も変わらないので言わない。言ったところでしてくれない。したためしがない。
- ・理美容は自分でしている。
- ・被服履き物 最近何年かほとんど買った覚えがない。
- ・被服履き物 季節ごとに大型スーパーに買い物に行く。
- ・食事について 夫は経管栄養で薬剤
- ・入浴について 10日に1度銭湯。夏はベランダで見えないように座って行水することあり。
- ・一生懸命生きています。夫の介護に関する以外何もしていません。せめてもつと質の高い公営住宅に入れてあげたい。
- ・今でも生活が厳しいので減額されると困る。
- ・理美容 自分で整髪している。
- ・健康さえ万全なら仕事をしたい。
- ・理美容 自分で整髪している。
- ・急な出費（冠婚葬祭）に対応できない。
- ・生保を受けていて申し訳なく思っている。
- ・一日の食事 家族4人、食事は別々。
- ・児童手当を支給から差し引かないで欲しい。
- ・お風呂がないのが一番困る。車もないし、銭湯まで歩いて行く。帰りは湯冷めするし・・・。

<一般的な生活保護受給者の姿>

1. 単身世帯が多く
2. 60代以上の高齢者が多い
3. 50代頃から生活保護を受給しはじめ
4. 要介護2程度の介護認定を受けている

5. 年金を受給できない高齢者が多く、受給していても低年金
6. 高齢、病気、障害、母子家庭などの事情で働くことができない受給者が多い。

7. 月に2回程度通院をしている
8. 通院にかかる移送費は給付されていない(請求していない)

9. 住まいの多くは民間アパートで
10. 1DKか2DKの部屋に住み
11. 風呂とトイレはある。たまに風呂がないアパートもある
12. 家賃は月額2~3万円で住宅扶助の基準に収まっている
13. 冷暖房はエアコンと石油ストーブ

14. 1ヵ月の食費は2~3万円で、水光熱費は1万円程度かかっている
15. 介護保険のデイケア(デイサービス)を月に10回程度利用している。

16. 携帯電話はほぼ半数が持っていない
17. 理美容は2ヵ月に1回程度利用するが、節約のために全く利用しない受給者もある
18. 被服、履き物は季節ごとに買うか、まったく買わない

19. 食費は1日1000円以下で内容も不十分
20. 入浴は週に2回
21. 自宅にお風呂があれば自宅で入浴するが、なければ銭湯を利用する
22. デイケア(デイサービス)を利用している受給者はデイケア(デイサービス)で入浴する

23. 交流相手として多いのは知人・友人で次に子ども
24. 困ったときに相談できる相手はある

25. 外出は週に1~2回で通院やデイケア(デイサービス)が多い
26. 地域の行事や冠婚葬祭にはあまり参加しない
27. 現在の生活保護の給付水準は不十分だと考えている

生活保護を下げるくらいなら殺してほしい

生活保護を利用している患者さんに生活保護について窓口や在宅へ訪問した際にアンケートをとることができました。

まず窓口に来ている患者さん（Aさん）は、普段あまり多くを語らないのですが、生活保護が下げられるのは困るし、自分の思いを言えるなら…ということで質問にも快く答えてくださいました。

Aさんはアルコール性肝障害を患っていますが、食費の全てをお酒に費やしており、病気になっても悪くなくてもお酒はやめられない、それが唯一の楽しみと言っていました。またお風呂に入るのは10日に1回、髪を切るのは自分で理髪店にはここ最近行ったことがない。妻、子供がいたが、病気を患い、仕事にもいけないため離れることになった。子供にも昔は会わせてもらっていたが、今はそれすらもさせてもらえない…。と普段窓口では聞けない背景までみることができました。それを聞いているととても切なく、誰にも相談できる人もいない環境で病気と闘っている、お酒に走ってしまうのは仕方ないのかなと感じました。

またみどり薬局では4件在宅でアンケートをとることができました。「生活保護を下げるくらいならいっその事殺してほしい」、「今でさえも何もできてないのにこれ以上減らさないでほしい」、「旦那が遊び人だったために生活保護になった」、「病気で働けなくなり生活保護を取得した…」など、生活保護を取得した要因に病気の理由が一番多かったように感じました。

生活保護の切り下げが行われようとしています、病気が理由で働けず仕方なく生活保護に頼るしかない人達にとって唯一の命綱をさらに細くしようとしているように思います。テレビで報道されているのはほんの一握りで、その人握りを隅々まで調べ上げるマスコミの対応にもひどいなと思いました。マスコミがとりあげるべきところはまた別にあり、生活保護を受給していても苦しんでいるひとがたくさんいる現実を目を向けるべきだと思います。

光陽生協クリニック

本当に生活していくことができるのか出来るのか？

お話をお伺いすることで、「お風呂には週2回だけど、本当に必要最低限のお金しか使っていない」との声を聞くことができました。生活保護の不正受給についての報道が多くされていますが、実際にはほんのごく一部の方だけで、生活費を切り詰めているのが現状です。現在の支給額で切り詰めた生活をしているのに、さらに削減してしまうと本当に生活していくことが出来るのか？本当に不思議に思います。

光陽生協クリニック

引き下げよりも充実を

私が訪問した先の受給者さんはとても明るい方で、世話好きな社交的な高齢者でした。経済的に困窮されている中で、自分自身よりも周りに気を配り、出費のかからないような趣味を見つけ、活動されておりました。しかし、生活保護を受給されている方々の多くは、今回私が向かったようなご家庭ばかりでなく、身寄りもなく、身体的にも不自由されている方が多いかと思えます。そういった方々が安心して暮らしていくことができる世の中を築くためにも、生活保護制度は安易に基準を引き下げるのではなく、反対に、充実させること必要だと感じました。

光陽生協クリニック

困窮している状況が明らかに

普段は受診時の対応でしか関わっていない生活保護受給者の方々から、金銭面や暮らしについてこと細かく聞き入り、あまり踏み込んで欲しくないプライベートな部分にも正直に答えてくれて嬉しかったです。生活保護を受給せざるを得なかった事情や食事・入浴・衣服など詳細に聞くことで、受給者が困窮している状況が明らかになりました。この調査結果が、「生活保護受給者」が、けして世間で言われているような、「余裕のある受給者」ではないことを知ってもらう良い機会になると思います。

議案第17号

小野市福祉給付制度適正化条例の制定について

小野市福祉給付制度適正化条例を別紙のように定める。

平成25年2月27日提出

小野市長 蓬 萊 務

(提案理由)

福祉給付制度における偽りその他不正な手段による給付及び給付金の不適切な費消等を地域社会全体と連携して防止し、もって制度運用の更なる適正化を推進するため。

(17)

小野市福祉給付制度適正化条例

(目的)

第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第4項に規定する金銭給付、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第5条に規定する手当額その他福祉制度に基づく公的な金銭給付について、偽りその他不正な手段による給付を未然に防止するとともに、これらの福祉制度に基づき給付された金銭の受給者が、これらの金銭を、遊技、遊興、賭博等に費消してしまい、生活の維持、安定向上に努める義務に違反する行為を防止することにより、福祉制度の適正な運用とこれらの金銭の受給者の自立した生活支援に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 受給者 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者、児童扶養手当法第4条の規定により児童扶養手当の支給を受けている児童の監護者その他の福祉制度に基づき給付される金銭給付を受給している者又は受給しようとする者をいう。
- (2) 市民 市内に住所又は生活若しくは活動の拠点を置く者及び一時的に市内に滞在する者をいう。
- (3) 関係機関 警察、県、公共職業安定所等の公的機関をいう。

(受給者の責務)

第3条 受給者は、偽りその他不正な手段を用いて金銭給付を受けてはならないとともに、給付された金銭を、パチンコ、競輪、競馬その他の遊技、遊興、賭博等に費消し、その後の生活の維持、安定向上を図ることができなくなるような事態を招いてはならないのであって、常にその能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図るとともに、給付された金銭が受給者又は監護児童の生活の一部若しくは全部を保障し、福祉の増進を図る目的で給付されていることを深く自覚して、日常生活の維持、安定向上に努めなければならない。

- 2 受給者は、次条第3項の規定に基づき市から必要な指導又は指示があった場合は、これに従わなければならない。

(17-1)

(市の責務)

第4条 市は、生活保護制度、児童扶養手当制度その他福祉制度の趣旨にのっとり、市民、地域社会その他関係機関と連携協力して、これらの制度に基づく金銭給付を支給するに当たって、偽りその他不正な手段により支給がなされない体制を構築するものとする。

2 市は、受給者が給付された金銭を、パチンコ、競輪、競馬その他の遊技、遊興、賭博等に費消してしまい、その後の生活の維持、安定向上を図ることができなくなるような事態を防ぐため、受給者の健全な生活の確保と自立のための必要な相談、指導、指示等を行う体制を構築するものとする。

3 市は、前項の相談、指導、指示等を行うに当たっては、受給者の意思を尊重し、生活の維持、安定向上の目的に資するための必要最小限度のものでなければならない。

(市民及び地域社会の構成員の責務)

第5条 市民及び地域社会の構成員は、生活保護制度、児童扶養手当制度その他福祉制度が適正に運用されるよう、市及び関係機関の調査、指導等の業務に積極的に協力するものとする。

2 市民及び地域社会の構成員は、地域活動で得た人と人とのつながりを活かし、相互に助け合い協力して、要保護者（生活保護法第6条第2項に規定する者をいう。）を発見した場合は速やかに市又は民生委員（民生委員法（昭和23年法律第198号）の規定により厚生労働大臣の委嘱を受けた者をいう。）にその情報を提供するものとする。

3 市民及び地域社会の構成員は、受給者に係る偽りその他不正な手段による受給に関する疑い又は給付された金銭をパチンコ、競輪、競馬その他の遊技、遊興、賭博等に費消してしまい、その後の生活の維持、安定向上を図ることに支障が生じる状況を常習的に引き起こしていると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(適正化協議会の設置)

第6条 市長は、第4条第1項及び第2項に規定する福祉制度の適正な運用を総合的かつ効果的に推進するため、小野市福祉給付制度適正化協議会（以下「適正化協議会」という。）を設置するものとする。

2 前項の適正化協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(推進員の設置)

第7条 市長は、小野市福祉給付制度適正化推進員（以下「推進員」という。）を置き、第5条第3項の規定による情報提供があった場合又はそれに相当する疑わしい事実があると自ら判断した場合は、その詳細な実態を推進員に調査させるものとする。

2 前項の推進員の調査活動は、犯罪捜査のためと解してはならない。

(不正利得の徴収等)

第8条 前条第1項に規定する実態調査により受給者が、偽りその他不正な手段により給付を受けたことが判明した場合には、生活保護法第78条、児童扶養手当法第23条その他これに相当する規定により、その支給した金銭の一部又は全部を受給者から徴収するものとする。

2 前項による処分のほか、生活保護法第85条、児童扶養手当法第35条等の罰則規定がある場合は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第230条の規定による告訴又は同法第239条の規定による告発を行い、厳正に対処するものとする。

3 受給者が給付された金銭について、刑法（明治40年法律第45号）第185条又は同法第186条に規定する賭博に費消していると認めた場合も、前項と同様とする。

(個人情報に関する取扱い)

第9条 市は、この条例の施行に当たっては、知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報を業務の遂行以外に用いてはならない。

2 偽りその他不正な手段による受給等に係る情報等の通告、通報、相談等に関係したすべての者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(補則)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条及び第7条の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

生活保護受給者の浪費

通報条例が成立

兵庫・小野

生活保護や児童扶養手当を受け取っている人たちがパチンコやギャンブルで浪費しているのを見つけた市民に通報を義務づける兵庫県小野市の市福祉給付制度適正化条例案が27日、市議会本会議で賛成多数で可決、成立した。病欠の1人を除く議員15人のうち、共産の1人だけが「監視社会を招き、受給者への差別、偏見を助長する」と反対した。4月から施行される。

条例では、受給者に勤労、節約を求め、ギャンブルなどにのめりこんで立ち

直れなくなる事態を戒めている。市民に対しては、受給者の不正や浪費についての情報提供を「責務」とし

3月28日(木) 朝日新聞

ている。寄せられた情報に基づいて、警察や福祉関係のOBらによる専任調査員が、実態調査にあたる。

成立後、蓬萊務市長は「全国からの多くの賛同を得た。(監視社会など)批判、否定された事態は生じない、と考えている」と述べた。

市民が市民を監視するとは

札幌市

(62歳)

兵庫県小野市が議会に提案した条例案(27日可決、成立)にあ然とした。パチンコなどに浪費していると思われる生活保護・児童扶養手当受給者を見かけたら市に通報するというものだ。おまけに警察OB等をつくる福祉給付制度適正化推進員が調査するとある。

私は小野市の担当者に質問をした。過去に不正受給はあったのか。すると、それはほとんどなくあくまでも未然防止だ

と言う。私は、住民間のコミュニティを壊すような条例案をなぜ提案したのか、推進員も税金の浪費であり、住民監視の密告システムの真意を伺いたいと言ったら、沈黙してしまった。

札幌市での姉妹餓死問題や1960年の朝日訴訟の話をし、「憲法の『健康で文化的な最低限度の生活』は国民の権利であり、予算の有無によって決定されるものではなく、むしろ予算を指導支配すべきものであるとした司法判断はご存じです

か？」と問いかけた。

あらゆる制度は全て国民的な運動で切り開いたたまものであるにもかかわらず、公務員を含め国民に知らされていないことを改めて知った。

3月29日(金) しんぶん赤旗

社説

Editorials

生活保護

本当に自立支援なら

生活保護の受給者を「お荷物」とみるのか、それとも社会の一員と受け止め、手をさしのべていくのか。

パチンコや競輪、競馬などに生活保護費や児童扶養手当を常習的に使っている人を見つけたら、速やかに通報することを市民の「責務」とする――。

兵庫県小野市で、こんな条例が成立した。

「密告制度」「監視社会」。そんな言葉が頭に浮かぶ。

ただ、保護費をギャンブルなどに浪費する人がいるのは確かだ。それを不愉快に思っている市民も少なくないだろう。

事実、各地の福祉窓口には、受給者がパチンコ漬けになっているとか、車や高級バッグを持っているといった「通報」が珍しくないという。

小野市は、そこをあえて条例化するのだから、住民を巻き込

んで受給者の支援にもっと真剣に取り組むという宣言かもしれない。

提案した蓬萊務市長も市のサイトで「監視ではなく、地域の絆を深める見守り社会を目指す」「無関心から関心へと市民の意識改革を促す」と書く。

ところが、条例を読んでも、自立支援をどうするかという肝心な点がはっきりしない。

市民の責務として「市の調査や指導への協力」をうたうものの、具体的には「市への情報提供」、すなわち通報だけだ。

疑問なのは、条例は1日から施行されるのに、福祉の適正な運用や自立支援を検討する新たな協議会の設置が先送りされていることだ。1年以内に設けるというが、順番が逆である。

県の弁護士会や保険医協会が「差別や偏見を助長する」「使途を監視・干渉することは憲法

に反する」と反発するのは当然だろう。

市民の意識改革というなら、市は通報者に、受給者の自立や生活を支援する活動への参加を求めているのか。受給者は社会から孤立しがちだから、話し相手になるだけでも立派な支援になる。

通報者は自らの名前を明らかにする。匿名だと、単に相手をおとしめるための無責任なものが交じりやすいからだ。

こうした手立てなしでは、受給者がまるで「二等市民」のように扱われる印象が拭えない。

生活保護に対する世の中の目は厳しい。しかし、受給者の多くは、今の状況に陥ったことで自分を責める感情が強い。本当は保護が必要なのに申請しない人も多い。

こうした状況は、通報ではとても解決しない。

2013・4・1

4月 1日 (月) 朝日新聞

生活保護 引き下げは

公平か?

●

指摘します。「だからといって生活保護を下げれば、最低賃金やほかの制度も落ちていきます」

低所得者を直撃

生活保護基準の引き下げで大きな影響を受けるのは最低賃金です。最低賃金は、低賃金労働者の暮らしを支える最低限の歯止め

で、自動的に逆転が解消され、賃金は低いまま放置されます。これは賃金水準全体の足を引っ張ります。さらに生活保護基準は低

所得者に対する国保料の減免や就学援助など多くの制度に連動しています。厚労省の資料では38項目に影響が及び(表)、生活保護を受けずに「がんばっている」人を直撃します。

大阪市立大学の木下秀雄教授は「保護基準には『公認の貧困ライン』、国民に保障されるべき最低限を示

下に向かったジリソー

「やはり、最低ラインとしての生活保護があり、その上に保険料を払ってきた年金や失業手当などの社会保険給付があり、その上に賃金という水準の設定が健全なあり方です。日本は生活保護以下の賃金や年金が大量にあるのが問題です」。唐鎌直義・立命館大学教授はこうのべたうえで

生活扶助基準引き下げの影響を受ける制度

- ▽保育所の保育料の免除にかかわる階層区分
- ▽保育所運営費、障害児施設措置費など児童保護費負担金
- ▽小児慢性特定疾患児への日常生活用具給付
- ▽未熟児への養育医療給付
- ▽結核児童への療育給付
- ▽病児・病後児保育の利用料の減免
- ▽児童入所施設の徴収金
- ▽障害児入所支援
- ▽養護老人ホームへの入所
- ▽介護保険の社会福祉法人による利用者負担軽減
- ▽要保護世帯向け不動産担保型生活資金における1カ月の貸付上限額
- ▽介護福祉士の修学資金貸付事業における生活費加算
- ▽戦傷病者特別援護法に基づく療養手当
- ▽国民年金保険料の免除
- ▽国民健康保険や後期高齢者医療制度の適用除外
- ▽国保・後期高齢者医療における一部負担金の減免に対する財政支援
- ▽介護保険料や高額介護サービス費の段階区分
- ▽自立支援医療の負担上限月額
- ▽段階区分
- ▽就学援助
- ▽特別支援教育の就学奨励費
- ▽幼稚園の就園奨励費補助
- ▽私立高校授業料減免
- ▽受信機器購入の支援
- ▽民事法律扶助の立替金の償還の免除
- ▽猶予
- ▽公害等調整委員会に調停を申請する際の手数料の免除
- ▽自動車事故対策機構による生活資金の貸し付け
- ▽飛行場周辺の住宅防音工事補助
- ▽生活保護世帯などの空気調和機器稼働費補助金
- ▽北方地域の旧漁業権者への遅延損害金の免除
- ▽基地周辺の住宅防音事業
- ▽同空気調和機器稼働事業
- ▽中国残留邦人に対する支援給付
- ▽国立ハンセン病療養所入所者家族の生活援護費
- ▽ハンセン病療養所の非入所者給与金(援護加算分)
- ▽災害共済給付の共済掛金の一部免除
- ▽高校奨学金
- ▽大学授業料減免
- ▽NHK放送受信料の免除

す役割があります。その引き下げは、社会全体に大きな危険をもたらします」といいます。

影響は低所得者に限りません。保育所に国が出している運営費(人件費、食料費、光熱水費など)も生活保護基準に連動しています。特別な措置がなければ、給食の質が下がる、ベテラン保育士が減る、などが起きます。

喜ぶのは大企業

「生活保護攻撃は一部の人をたたいているようで、実は『社会保障を利用するのは権利』という考え方を攻撃し、社会保障全体を引き下げやすくしている」(木下氏)

「生活保護をたたくことで、ほかにも下げるのが政府の狙い。喜ぶのは、賃下げし、社会保障負担も減らせる大企業」(唐鎌氏)

「下に向かったジリソーゲーム」から降りなければ、国民生活全体が壊れます。(つづ)

放置される膨大な貧困

日本では生活保護を受ける最低生活費、家賃(美費)、介護保険料がでるほか、医療費や介護利用料が無料になり国民健康保険料も払わずにすみます。

都市部の一人暮らしの高齢者(60歳代)の場合、生活保護を受ければ月約8万円の生活費と、家賃が約5万4000円までです。

一方、生活保護を受けずに暮らす場合、医療費や保険料がのしかかります。家賃が必要なら、月14万円の年金があっても、医療費や保険料を払う分、生活費は保護基準

生活保護引き下げは公平か?

を割り込みかねません。

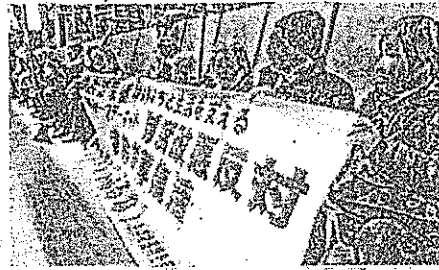
苦しい低年金者

年金生活者のうち、国民(基礎)年金だけ(平均受給月額5万円)の人が813万人います。それに対し生活保護受給者は、高齢者以外も含めて215万人(12年)しかいません。膨大な数の低年金者が、生活保護を受けずに苦しい生活をしています。

「生活保護の人は楽している」という声があるゆえんです。

本来、低年金や、働いていても賃金が低い場合、最低生活費に足りない分を生保で受けられます。しかし多くの人が受けていません。なぜか？。

日本では、貯蓄が生活保護月額の半分を切らないと生活保護を利用できないという運用がされて



生活保護削減に抗議して座り込む人たち(11日、国会前)

フリーマンが失業手当が切れて、しばらく生活保護を受けたくても、踏み切るのは簡単ではありません。「せめて葬式代を」とわずかな蓄えをもつ高齢者も受けられません。

バッシングが：

加えて、親族に扶養できないか照会されること、たびたび起きる生活保護バッシングなどがあります。いま「恥」の意識がつくられ、ヨーロッパなどに比べ生活保護利用はきわめて低く抑えられています。

車は仕事や通勤などに欠かせない限り手放すよいういわれ、ローンの残っている家は原則、売却が必要ですが、家族のいるサ

用する世帯は14%しかありません。(11年度全国母子世帯調査)

日本で保護を受けている人は人口の1・68%(保護率、12年)なのに、研究者によればフランスやイギリスでは10~20%が受給しています。最低生活費以下の収入しかない世帯のうち生活保護を受けているのは日本では15%(07年)なのに、イギリスでは低所得就労世帯の約8割(09年)が公的扶助を受けています。

生活保護が受けにくくされ、膨大な貧困が放置されている—それが国民を分断しています。

(つづく)

制度が生む攻撃

引き継ぎは「給」か？

「生活保護の人は案外多い」という空気を生み出す要因は、もう一つあります。日本では、医療、住宅、年金などそれぞれの社会保障制度で最低限の保障がないことです。そのため、すべての最低限保障を生活保護がカバーしています。

ヨーロッパ諸国やカナダでは、医療の窓口負担はゼロか、あっても少額の定額制です。

日本では窓口負担が現役でも割、高齢者でも一割です。

後期高齢者医療や介護保険などでは無収入の人でも保険料が課せられ、災害など特別な場合を除き全額免除しないのが国の姿勢です。

国民健康保険では保険料が払えないと健康



ロンドン郊外の公営住宅
年12012年4月21日(小笠原一撮影)

保険証を取り上げられます。2012年6月時点で、153万世帯が正規の保険証を持たず、国民健康保険加入者の半数は所得10万円未満なのに、平均保険料は一人当たり月7000円を越えます。(10年度)

住宅保障では、ギリシアの場合、「国全体の4割を越える世帯が何らかの補助を受けている」とし、豊後高松・立命館大学教授はいいます。低所得者に対し家賃の8割を金額を補助する制度を、国全体の2割、494万世帯が受けています。そのほかに低所得の持ち家の人への固定資産税減免を国全体の2割超の世帯が受けています。(12年2月)

入居倍率3割倍

日本では、住宅確保はもっぱら個人責任。公営住宅は全住宅の約4割しかありません。入居は低所得者に限られますが、入居倍率は東京都で専業主婦だけで50倍(12年8月)、世帯向けで30倍(12年5月)。大阪の府営住宅では倍率の低いところでも倍、高いところでは

100倍(12年度)という懸念的倍率。低所得者でも公営住宅に入るのは至難です。

年金も、日本には最低保障がありません。厚生年金は8年に将来の無年金者を118万人と推計しています。同省の資料によればヨーロッパなどほかの国に年金の最低保障があります。

対応策がない

日本は、それぞれの社会保障制度に保険料や利用料が払えない人々の対応策がほとんどないのです。生活保護になれば全部負担なしでもむね受けたいなければ重い負担がのしかかると言えます。

「それなのに生活保護は受けにくく、膨大な低所得者が苦しい生活をしている。『いいよね。生活保護の人は』という家が数多くは消滅します。日本の制度のあり方が、生活保護費の増大や国民の分断、生活保護攻撃を必然的に生んでいるのです」と豊後さんは指摘します。

本書の「公営」のためには、年金の拡充や最低保障年金制度の導入、医療、介護、失業保険の拡充が必要で、しかし政府は逆になそれを削ってまわした。

(つづく)

4月 1日 (月) しんぶん赤旗

就労支援が生む低賃金

生活保護 引きこみは争か?

生活保護利用者は1995年の88万人をピークに急増し、現在、215万人、157万世帯になっています。自給自足は「働けるのに働かない」と生活保護利用者が急増しているかのようになっています。事態はどうかでしょう。

60歳以上半数

保護人員の半数は60歳以上、低年金の高齢者の増加が受給者数を押し上げる最大の要因です(グラフ1)。生活保護を減らしたいなら、年金を拡充するのが一番の道です。しかし、自公政権も

民主党政権も年金を削ってきました。94年と2000年の改選で支給開始が60歳から段階的に65歳に繰り延べられ、その分、60代前半で受ける年金額は下がっています。くわえて「物価運動」として02年度以降、2.2%下がったうえ、今年10月から3年間でさらに2.5%減らされます。生活保護世帯のうち高齢者(60歳以上)・傷病・障害者、母子世帯以外の「働ける層」といわれる「その他の世帯」は約2割。その世帯員の54%は50歳以上です。仕事をみつ

めるのは簡単ではありません。

失業手当削る

そもそも生活保護を受けはじめる人の数は完全失業率に連動しています(グラフ2)。失業率が増えれば生活保護も増えるのです。しかし自公政権は「労働の規制緩和」で非正規労働をひたすら増やして不安定にしたうえ、失業者の命綱の雇用保険を削りました。00年の改選で「自己都合」退職の場合、これまで最長300日だった支給期間を最長180日に減らしました。35〜64歳で「自分がやめた」とされる55万人の半数以上が、失業期間6カ月を越えて

います(総務省の労働力調査、12年平均)。退職強要なのに「自己都合」にされる例は多々あります。半年で失業手当を切られ、貯蓄を食いつぶせば、生活保護を受けざるを得ません。

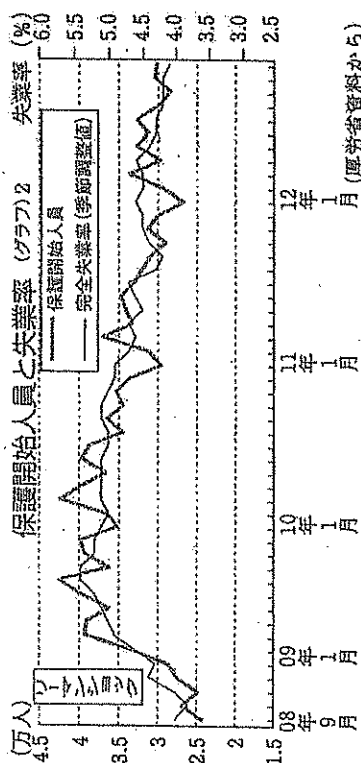
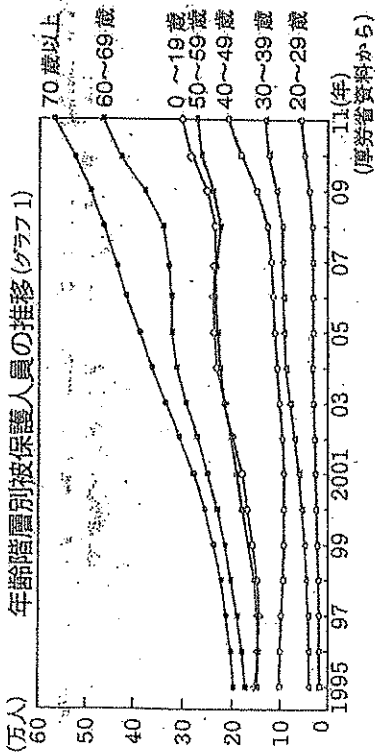
政府は「就労自立支援」を強めるつもりです。しかし「就労支援」は効果があるのでしょうか。

大竹文雄(大阪大学教授)は正社員と非正規労働者の差を主眼とする経済学者ですが、「生活保護制度は就労意欲を阻害しているか」という論文で疑問を呈しています。日本とアメリカの制度を比較して、日本では「就労意欲が低い」のではなく、稼働可能な世帯が少なく、「稼働可能と考えられる世帯の稼働率は決して低いとはいえない」と指摘。大阪府を例に「自立支援策」が役立っているか分析し、能力開発講座、求人情報提供などは稼働率に影響していないとのべています。

いま政府は「55万円程度の収入でも、まず就労」を打ち出しています。従わなければ保護を切られかねません。月5万円働く人をつくり出せば、いま低賃金で懸命に働く人の賃金がさらに下がるのは必至です。

(おわり)

(この連載は西沢亨子が担当しました)



4月 2日 (水) しんぶん赤旗

● 社保アンケート

生活保護について

生活保護についての意識（自分の意識に近いものに○をつけてください：複数回答可）

- ①生活保護受給者が増えて国や地方自治体の財政を圧迫している
- ②働くよりも生活保護を受給したほうが楽
- ③生活保護受給者の多くは不正受給をしている
- ④生活保護を受給せざるを得なくなるのは本人に責任がある
- ⑤生活保護受給者の医療扶助は不公平だ
- ⑥タレントの母親が生活保護を受給していた件は不正受給だと思う
- ⑦年金や最低賃金よりも生活保護基準が高いのであれば生活保護基準を引き下げるべきだ
- ⑧上記のどれにも近くない

